

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第201号）

- 1 審査請求の対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第254号）
平成24年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地形図修正業務（以下「当該業務」という。）において地形横断図が測量されていない部分での等高線を修正した根拠となる公文書
- 2 本件公開請求に対する処分の内容
公文書不存在
- 3 担当課（所）
土木部河川課
- 4 審査請求等の経緯

ア H28. 6.16 公開請求	エ H29. 3.27 諮問
イ H28. 6.30 公文書不存在決定	オ H29. 12.26 答申
ウ H28. 8.17 審査請求	
- 5 諮問に係る審査会の判断結果
不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>当審査会が当該業務の仕様書を見分したところ、当該業務は横断測量及び標高測量で平面図の作成を行う旨記載され、横断測量の成果として測量データ（観測手簿）を提出する旨記載されている。他方、標高測量の成果として測量データを提出する旨の記載がなく、測量データの実施機関への提出は求められていない。なお、標高測量の成果として数値地形図データファイルを提出する旨記載されているが、これは当該業務の成果品である修正された貯水池地形図（PDFデータによる平面図）を指したものである。</p> <p>契約上、当該業務の仕様書に標高測量に係る成果として記載のない測量データについて、当該業務の施工業者は提出する必要がないことから、公文書として存在しないとした実施機関の主張は、不自然、不合理とはいえない。</p> <p>以上のことから、本件処分は妥当であると判断した。</p>

- 6 審査経緯 審査回数 3回

(別 紙)
答申第201号

答 申 書

平成29年12月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成28年6月16日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（公開請求に係る公文書の内容）

平成24年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地形図修正業務（以下「当該業務」という。）において地形横断図が測量されていない部分での等高線を修正した根拠となる公文書

なお、実施機関が弁明書で「観測データ」と記載しているものは、審査請求人が「測量データ」と審査請求書に記載しているため、これにあわせて以下「測量データ」とする。

また、実施機関が弁明書で「測量手簿」と記載しているものは、当該業務仕様書には、「観測手簿」と記載しているため、これにあわせて以下「観測手簿」とする。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成28年6月30日に不存在決定（以下「本件処分」という。）を行って、次のとおり公文書を保有していない理由を付して審査請求人に通知した。

（保有していない理由）

当該請求に係る公文書は作成されていないため、存在しない。

3 審査請求

審査請求人は、平成28年8月17日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、平成29年3月27日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る審査請求につき、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

当該業務は、一部の地形横断図と標高測量により行ったと記載されているが、地形横断図が測量されていない部分でも等高線は大きく修正されている。標高測量の成果については、写真があるだけで、測量データは一点の成果も納品されていない。

現実に等高線が修正されているのに、その根拠となる裏付け成果がない委託業務はありえない。検査は根拠に基づき、成果が正しいことを確認されているはずであり、修正した根拠があるはずである。

なお、実施機関は、審査請求人に対し、弁明書を送付し意見を求めたが、特段の意思表示はなかった。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

当該業務における平面図の作成は、主に横断測量で行っており、かつ標高測量で補足している。審査請求人が主張している等高線の修正箇所は標高測量により修正された部分である。仕様書では、成果品として横断測量による測量データ（観測手簿）の提出を求めているが、標高測量による測量データの提出までは求めていないため、審査請求人が求める標高測量による測量データは公文書として存在しない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

平成24年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地形図修正業務において、地形横断図が測量されていない部分での等高線を修正した根拠となる公文書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

当審査会が当該業務の仕様書を見分したところ、当該業務は横断測量及び標高測量で平面図の作成を行う旨記載され、横断測量の成果として測量データ（観測手簿）を提出する旨記載されている。他方、標高測量の成果として測量データを提出する旨の記載がなく、測量データの実施機関への提出は求められていない。なお、標高測量の成果として数値地形図データファイルを提出する旨記載されているが、これは当該業務の成果品である修正された貯水池地形図（PDFデータによる平面図）を指したものである。

契約上、当該業務の仕様書に標高測量に係る成果として記載のない測量データについて、

当該業務の施工業者は提出する必要があることから、公文書として存在しないとした実施機関の主張は、不自然、不合理とは言えない。

このことから、本件処分は妥当であると判断した。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 3 月 27 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 2 5 4 号)
平成 29 年 3 月 27 日	○実施機関 (土木部河川課) から弁明書 (写し) を受理した。
平成 29 年 7 月 7 日 (第 283 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 29 年 8 月 29 日 (第 284 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 29 年 10 月 5 日 (第 285 回審査会)	○事案の審議を行った。